

山添村簡易水道事業

水道メーター検針業務・使用料金収納事務を移行します

本年4月1日から、各水道組合に協力をいただき行ってきましたメーターの検針並びに料金の収納を村に移行し次のとおり業務等を進めていきます。

《 メーター検針業務 》

- ・毎月1日から10日までの間に、検針員が各家庭に伺います。
※5月以降の検針は、前月検針日から約1ヶ月後になるよう調整し業務を行います。
- ・検針結果の明細票をポスト等に投函しておきます。

《 水道料金収納事務 》

- ・料金の支払い方法は、口座振替払いまたは納付書払いになります。
- ・納付期限は、月末日です。(検針した使用水量の料金を当月分として支払う)
※土日祝日の場合は翌日、翌々日に変わります。
- ・本年3月分と4月分の支払いについて（従量料金分）

3月分の水道料金(2月検針数値(組合検針)～3月検針数値(組合検針)の使用量)

4月分の水道料金(3月検針数値(組合検針)～4月検針数値(村検針)の使用量)

従量料金の考え方

例えば、3月20日検針(水道組合)、4月5日検針(村)の場合

2/21	3/20	4/1	4/5	5月分検針日
3月分使用水量		4月分使用水量		5月分使用水量

※今まで料金の収納を翌月払いで行われていた水道組合の皆さんは、4月末に3月分(組合へ支払い)、4月分(村へ支払い)の2ヶ月分をお支払いいただくことになります。

詳しくは、環境衛生課までご連絡ください。